

別姓カップルへの説明書および同意書

まるた ART クリニック
院長 丸田 英 殿

私たちは、別姓カップルとして不妊治療を受けるにあたり、貴院より以下の説明を受け、その内容を十分に理解しましたので、同治療を受けることに同意致します。

また、それぞれ別のパートナーとの婚姻関係がないことを証明するため、それぞれの戸籍抄本と住民票を提出いたします。治療の結果、出生した子については認知を行います。

また、治療にあたっては十分な成果が得られるよう、できる限り貴院の方針に協力することを約束します。

同意年月日 年 月 日
住 所

ご本人（自筆）

パートナー（自筆）

内容説明

我が国においては、昭和 58 年の産婦人科学会の会告により、体外受精などの不妊治療は法的婚姻関係のある夫婦に限定されています。しかし近年、親子・男女の結合・家族のあり方や考え方は大きく変容・多様化しており、平成 18 年には日本生殖医学会から、平成 26 年には日本産科婦人科学会から、不妊治療を法的婚姻関係にある夫婦に限定すべき直接的な根拠はないこと、また生まれてくる子の法的地位の安定のためには、事実婚カップルを対象とした治療を実施する場合、本人同士の生殖細胞を用いた治療に限定して容認すること、が見解として公表されました。

当院では、別姓カップルが不妊治療をご希望される場合、生まれてくる子の福祉のため、それぞれに別のパートナーとの婚姻関係がないことを書類にて確認させていただきます。検査、治療を行う場合には、検査・治療開始までに発行日から三ヶ月以内のそれぞれの戸籍抄本・住民票・本同意書を当院に提出していただきます。提出がない場合には、不妊治療を行うことが出来ませんのでご了承ください。治療に際して、別姓であることに関する何らかのトラブルが生じたとしても、当院では一切の責任を負えませんのでご了承ください。

説明者 丸田 英